

ジュニアベルクラブ会員規約

第1条（目的）

本会員制度は、新君津ベルグリーンカントリー倶楽部（以下「ゴルフ場」とする）のコース及び練習場、その他施設をジュニアゴルファーが楽しく利用し、技術の向上、健康の増進及びエチケット・マナーを学ぶとともに、ジュニアゴルファーの健全な育成とゴルフの普及に寄与することを目的とする。

第2条（運営）

登録制ジュニア会員の登録及び管理はゴルフ場が行うものとする。また運営上、当制度における呼称を、『ジュニアベルクラブ』と称する。

第3条（登録条件）

- 1) 本登録制度の目的に賛同し、本規則を遵守することのできる、保護者から同意書の提出があった18歳までのジュニアゴルファーに限る。
- 2) 登録者には、登録手続完了時に会員証を交付する。
- 3) 登録料及び年会費は発生しないものとする。
※JGA/USGA オフィシャルハンディキャップの取得を希望する場合、公益社団法人日本パブリックゴルフ協会（PGS）への登録料 2,000 円が別途発生。（4月～翌3月の各年更新）
- 4) 登録者は、その権利を貸与、譲渡することはできないものとする。
- 5) 登録者は、ゴルフ場が定める利用約款等の規則及び本規則、また利用時の注意事項を遵守すること。
- 6) ゴルフ場施設内での不測の事故については、ゴルフ場に故意または重過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとする。
- 7) 本制度は、ゴルフ場の都合により予告なしに停止または終了することがある。

第4条（登録及び登録の取り消し）

- 1) 登録は、ゴルフ場にて規定の登録用紙を取得し申し込むものとする。
- 2) 登録を取り消す際は、ゴルフ場までその旨を連絡するものとする。
- 3) ゴルフ場は、合理的事由（他のプレーヤーからのクレームを含む）により、登録者として不適切と判断した場合、予告なく登録資格の停止、または取り消すことがある。この場合ゴルフ場は、その理由を説明する義務を負わないものとする。

第5条（ゴルフ場の予約方法）

- 1) ゴルフ場施設を利用する際は、必ず事前に予約するものとする。
- 2) 予約は、ゴルフ場への電話予約に限る。
※予約の際、必ず「登録ジュニアゴルファー」であることを伝えること。
- 3) コースラウンドは1組2名以上のプレーでの受付とする。
※プレーヤーが1名の場合、ラウンド予約は不可とする。
- 4) 当日、登録者のプレー希望者が複数いる場合は、組合せでのプレーとする場合がある。

第6条（ゴルフ場施設の対象期間・時間と利用料金）

- 1) ゴルフ場が定める所定の利用料金を適用するものとする。
- 2) 登録ジュニアゴルファーの利用料金・利用期間は以下の通り定める。

【コースラウンド】

① 利用時間

平日 7:23（冬季7:58）～

土日祝 6:55（冬季7:23）～ 通常予約時間帯に沿って予約

② 利用料金

平日 2,000円＋消費税

土日祝 3,000円＋消費税

※上記ラウンド料金はグリーンフィー及び諸経費であり、カートフィーは無料とする。

※保護者を含め2名でのプレーの場合、全日1,000円の割増料金を徴収するものとする。

【練習場】

① 利用時間

全日 10:00～16:00

② 利用料金

全日 終日打ち放題1,000円＋消費税

【ゴルフ場内ショップ】

- ① 登録会員証の提示により、ゴルフ用品全品を全日10%の割引適用とする。

※飲料及び一部商品対象外

- 3) 同伴する保護者の利用料金は、別途ゴルフ場が定める特別料金とする。
- 4) プレーをしない同伴保護者の入場料は、カート代（1,000円）＋消費税とする。

第7条（ゴルフ場施設を利用する際のルール）

ゴルフ場を利用するにあたっては、以下のルールを遵守するものとする。

- 1) 中学生以下のジュニアゴルファーは、コースラウンドの場合必ず保護者（18歳以上）同伴でプレーすること。 ※その他の場合を含め、ゴルフプレーはときに危険を伴うことを承知し、すべて第3条6項のもとに自己責任でプレーすることを原則とする。
- 2) コースラウンド・練習場ともに、一般利用者同様受付先着順とし、事前予約を必須とする。
- 2) キャディバッグのコース内運搬は手引きカートを利用するものとする。
※保護者同伴の場合は、カート利用可とする。
- 3) 目土袋を必ず持参し、ラウンドする際には目土をすること。
- 4) コース内のゴミ拾いを励行すること。
- 5) グリーン上のボールマークを直すこと。
- 6) エチケット・マナーを遵守し、適切な服装にてプレーすること。
- 7) ゴルフ場の適用規則及び、ゴルフ場スタッフからの指示は遵守すること。
- 8) ゴルフ場施設を利用する際は、開始前・終了後の挨拶を遵守すること。

第8条（資格の有効期間）

有効期間は、登録の取り消しをしたとき、又は、登録者が満18歳を迎えた年の3月末日に失効する。

但し、満18歳を迎えて以降3月末までの期間は、ゴルフ場利用税（350円）を別途徴収する。

（

※県税務署規定）

第9条（本規則の改定）

本規則は、必要に応じて予告なく改訂することがある。

第10条（その他の事項）

本規則に記載の無い事由については、ゴルフ場の利用約款及び、通常の定則での処置を基本とする。

第11条（個人情報保護方針）

ゴルフ場は、登録制ジュニア会員（ジュニアベルクラブ）の運営にあたり、ゴルフ場の「プライバシーポリシー」に従い、登録者の個人情報を取得し管理するものとする。

ジュニアベルクラブ入会申込書

保護者同意書

■必ず事前に「会員規約」内容をご確認ください。(HP参照もしくはゴルフ場までご連絡ください)

入会申込書

ジュニアベルクラブ会員規約を承諾の上、入会の申込をいたします。

申込年月日	平成 年 月 日		
フリガナ			
入会者氏名	印		
生年月日	平成 年 月 日	性別	男 女
入会者住所	〒		
電話番号	(自宅)	(携帯)	

保護者同意書

上記入会者の保護者として、入会者が会員規則に従って新君津ベルグリーンカントリー倶楽部のコース及び練習場、その他施設を利用することに同意いたします。

記入年月日	平成 年 月 日		
フリガナ			
保護者氏名			
保護者住所	〒		
緊急連絡先			

↓↓記載不要↓↓

会員番号	
発行日	